

伸びる会社の

法人税入門

第4回

平成20年度 税制改正のポイント (4)

●財務コンサルティング部門 税理士 明石 晃

◆はじめに

平成20年3月14日に国税庁より、営業権の計算方法などについてのお知らせがありました。平成20年度の税制改正の項目ではありませんが、企業経営者の方々にとっては、事業承継を考える上で重要な項目となりますので、今回は営業権についてお話したいと思います。

◆営業権の計算方法

平成20年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与から営業権の計算方法が改正されました。

営業権とは、ある企業の収益力を数字で現したものです。

これまでの営業権の計算方法は、

{平均利益金額×0.5－企業者報酬の額－総資産価額×営業権の持続年数(原則として、10年とする)に応じる基準年利率}×営業権の持続年数に応じる基準年利率による複利年金原価率という算式で計算していました。

今回の改正で、下記の項目が変更となりました。

- ① 平均利益金額の計算では、企業物価指数を用いて計算していましたが、今後は企業物価指数が不要となりました。
- ② 企業者報酬の額の区分が12区分から4区分に縮小され、かつ平均利益金額から控除する金額が以前より随分と多額となりました。

(改正前)

平均利益金額の区分	企業者報酬の額
200万円以上300万円未満	90万円
300万円以上400万円未満	125万円
400万円以上500万円未満	160万円
500万円以上700万円未満	200万円
700万円以上1,000万円未満	250万円
1,000万円以上1,500万円未満	300万円
1,500万円以上2,000万円未満	400万円
2,000万円以上3,000万円未満	550万円
3,000万円以上5,000万円未満	700万円
5,000万円以上7,000万円未満	850万円
7,000万円以上10,000万円未満	1,000万円
10,000万円以上	平均利益金額の10%相当額

(改正後)

平均利益金額の区分	企業者報酬の額
1億円以下	平均利益金額×0.3+1,000万円
1億円超 3億円以下	平均利益金額×0.2+2,000万円
3億円超 5億円以下	平均利益金額×0.1+5,000万円
5億円超	平均利益金額×0.05+7,500万円

例えば、平均利益金額が5,000万円の場合には改正前の場合に850万円しか控除出来ませんでしたでしたが改正後は、2,500万円と大幅に拡大しました。

③ 平均利益金額から控除する総資産価額を計算する際に、企業の代表者から土地、家屋などの財産の貸与を受けているときは、これらの財産の価額を企業の総資産価額に加算することとされていましたが、今後の改正では加算する必要はなくなりました。

今回の改正により営業権の計算は、以前よりは随分と簡素化され、さらに平均利益金額が5,000万円以下の場合には、営業権が発生しないこととなりました。

ただ、これまで創業後10年に満たない企業の場合には営業権の計算は不要でしたが、今回の改正でこの規定がなくなりました。今後は、創業後10年に満たない企業の場合にも営業権が発生する可能性があります。

◆今回のポイント

今回の改正により、平均所得金額が5,000万円以下の場合には、営業権が発生しないこととなりました。